

- ・ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」第8条第1項に基づき、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する施策の基本となる「青少年雇用対策基本方針」を厚生労働大臣が策定（平成28年4月1日より適用）
- ・ 本方針の運営期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とする
- ・ 第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年厚生労働省告示第149号）は廃止する

基本方針の概要

はじめに

第一 青少年の職業生活の動向

- 一 青少年を取り巻く環境の変化
- 二 青少年等の現状

第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

- 一 青少年雇用対策の方向性
- 二 学校卒業見込者等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援
 - （一）在学段階からの職業意識等の醸成
 - ① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
 - ② 関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
 - ③ 労働法制に関する知識等の周知啓発
 - （二）マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着のための支援
 - ① 学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
 - ② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
 - ③ マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
 - ④ 労働関係法令違反が疑われる企業への対応
 - ⑤ 就職後の職場適応・職場定着のための支援

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

- （一）青少年の雇用管理の改善に向けた支援
- （二）青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
- （三）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

六 職業能力の開発及び向上の促進

- （一）職業訓練の推進
- （二）職業能力検定の活用の促進
- （三）職業人生を通じたキャリア形成支援

七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

八 地域における青少年の活躍促進

九 青少年福祉施策の実施